

第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度について (第5回専門的事項等検討会での主なご意見について)

東京都キャップ&トレード制度
第6回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和5年4月28日(金曜日) 14:00~17:00
オンライン会議

【キャップ&トレード制度】

(1) 制度対象

- 非化石燃料の使用量を報告させることは賛同する。
- 国際的にもフロンガスの排出抑制が重要視されている。今後でよいが、制度におけるフロンガスの取扱いについて検討が必要ではないか。ただし、国の規制等の対応が取られていることから、取り扱いを慎重に判断する必要がある。
- 熱の排出係数に環境価値を充当することについては賛同する。今後も技術動向を踏まえて、柔軟な対応をしてほしい。

(2) 義務履行手段

- 取引されるクレジットの価格について、世界的にみると水準が低いいため、都がある程度価格を誘導することで、クレジットに頼らずに排出削減をするインセンティブとしてもよいのではないか。
- 脱炭素社会に向けては、家庭も中小企業も削減が必要。Jクレジット（再エネ）の家庭の自家消費分等を対象事業所の排出量に充てるべきではない。都内中小クレジットは、一定の削減水準を超過する量をクレジット化する等、限定的にすべき。

【キャップ&トレード制度（続き）】

（3）トップレベル事業所認定制度

- 認定基準は、将来こういう方向にいくべきという姿が評価項目として提示されており良い。
- エネルギーのみならず、持続可能な低炭素資材（鉄鋼やコンクリート等）の利用がゼロエミッション化に向けて重要。新築の制度と合わせて、そうしたメッセージをもう少し強く出した方が良い。
- 事業者にとって、より魅力的な認定制度となるような工夫があると良い。

【地球温暖化対策報告書制度】

- 中小規模事業所からの排出の多くを義務提出事業者が占め、その内訳は大企業であり、業務・産業部門全体の脱炭素化には、任意提出事業者である中小企業の排出削減も重要。
- 中小規模事業所における排出削減を着実に進めるため、義務提出者の対象を拡大する方向で、今後、見直す必要はないか。また、5年を待たずして対象要件など制度強化を検討してはどうか。
- 優良事業者の評価制度で使用するランク名称は、分かり易く、さらに工夫してはどうか。
(例：2030東京プラチナ賞や2030東京ゴールド賞など)

【その他】

- キャップ&トレード制度、トップレベル事業所認定制度、地球温暖化対策報告書制度の各制度の関係が分かるような、全体像を示す資料があると、理解が進むのではないか。